

《ごみの減量と資源物のリサイクルを推進するための施策概要》

主な取り組み		取り組みの具体的な内容
啓発事業	ごみ減量とリサイクル推進の啓発	市民と事業者が取り組む、ごみ減量・リサイクル推進の効果や重要性の啓発に努める。また、増え続ける事業系ごみの減量化を図るため、ごみに関する事業者の責任について周知徹底を図る。
	ごみ読本の作成	ごみと資源物の収集日や分け方、出し方を解説したごみ読本(改訂版)を作成して全戸配布する。
	環境啓発事業の充実	「施設見学会」、「環境まつり」、「出前講座」など啓発事業のいっそうの充実を図る。
減量推進事業	家庭ごみ一部有料化の適用地域の拡大	家庭ごみのいっそうの減量化を図るため、平成20年4月から有料化の適用範囲を市全域に拡大する。
	事業系ごみ手数料の改正	事業系ごみの減量化を図るため、原価計算に基づく処理手数料の改正を行う。
	生ごみ処理機器の普及促進	電動生ごみ処理機、たい肥化容器の普及に向けて補助制度の充実と周知に努める。
リサイクル事業	事業系及び家庭系の生ごみの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマス技術を活用した生ごみのガス化・発電など生ごみの資源化に取り組む。</li> <li>生ごみを資源として活用する地域の特色ある活動を支援する。</li> </ul>
	集団回収の奨励	環境教育の観点から、資源回収奨励金交付制度の周知に努めるとともに制度の充実を図る。
	資源物の収集地域の拡大	平成20年4月からプラスチック容器包装材、枝葉・草の収集地域を市全域に拡大するとともに、一部に常設の回収拠点を新設するなど資源回収の充実を図る
	ごみ減量・リサイクル協力店制度の活用	ごみ情報誌やホームページを活用して、ごみ減量・リサイクル協力店及び制度の周知活用を図る。
	粗大ごみ戸別収集の適用地域の拡大	平成20年4月から市全域に適用地域を拡大し、再生利用可能な粗大ごみの再使用を促進する。
	枝葉・草の収集量と処理経費の低減	身近な大地への還元を推奨し、地域の実情に合った合理的な収集方法を採用する。
	環境美化 不法投棄防止	環境美化活動の充実
不法投棄監視体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄を防止するため地域住民と協働で「不法投棄させない・されない環境づくり」に取り組む。</li> <li>環境美化重点地域を指定し、パトロールを強化する。</li> <li>全国市長会が提唱する「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の活動に参加しパトロールや宣伝を強化する。</li> </ul>
処理施設の統廃合・整備	処理施設の統廃合と新規施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>現有処理施設の統廃合を進め効率化を図る。</li> <li>現有最終処分場の延命を図りながら、新たな最終処分場の建設準備を進める。</li> </ul>

# 長岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

【概要版】



平成18年12月

長岡市

## 基本方針

平成16年10月から長岡・越路・三島地域で、家庭ごみの一部有料化、プラスチック容器包装材と枝葉・草の分別収集、粗大ごみの戸別収集を柱とする「ごみ改革」を実施し、ごみの減量と資源のリサイクルに大きな成果を挙げています。

これからも、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会の実現を目指して着実に歩みを進めていきます。

“もったいない”の心  
で循環型のまちづくり  
“3Rの実践”

ごみの発生をできる限り**抑制(リデュース)**し、それでも発生するものは、ごみとして出す前に“もったいない”の心で**再使用(リユース)**を考え、どうしても排出しなければならないものは**再生利用(リサイクル)**する‘**3Rの実践**’に努めます。

市民、事業者、市の  
協働で、ごみの減量と  
資源物のリサイクル

- ① **市民は**、ごみの減量に努めるとともに限りある資源物をリサイクルするよう市の分別収集に協力します。
- ② **事業者は**、排出者責任を十分自覚してごみの減量に努め、限りある資源物のリサイクルを進め、そのうえで発生したごみは自らの責任で適正に処理します。
- ③ **市は**、“もったいない気持ち”の醸成に努め、市民と事業者と協働して循環型社会形成に向けた仕組みづくりを進めます。

## 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年とし、計画の進行を管理するため、次の3段階に分けて目標を設定して達成を目指します。

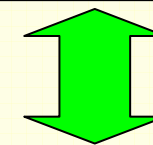
進捗の段階	各段階の期間
第1段階	平成18年度～平成20年度（3年間）
第2段階	平成21年度～平成23年度（3年間）
第3段階	平成24年度～平成27年度（4年間）

## 重点施策と達成目標

### 【重点施策】

- ◎ 平成20年4月から市全域の「ごみの分け方と出し方」を統一
- ◎ 古紙類、プラスチック容器包装材等の資源化の徹底
- ◎ 生ごみ、枝葉・草などの自家処理の普及・浸透
- ◎ バイオマス技術活用による生ごみの資源化の推進
- ◎ 「3R」の浸透と一人ひとりのライフスタイルの見直し
- ◎ 事業所におけるごみの減量とリサイクルの推進

「ごみの減量とリサイクル」



「ごみ改革」の推進

### 【達成目標】（基準＝平成17年度実績値）

- ◎ 平成18年度から平成27年度までの10年間で、市民1人1日当たりのごみと資源物の排出量を **6%減量**（1,097g ⇒ 1,036g）  
そのうち処分するごみを **31%減量**（895g ⇒ 622g）
- ◎ リサイクル率は **40%達成**（22% ⇒ 40%）

ごみと資源物の段階別総排出量（目標値）

